【令和8年9月実施】

試 験 問 題

事業者名:

役　　職:

氏　　名:

【正誤問題】
解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

		解答欄	
1.	一般貸切旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	×	道路運送法 第 4条
2.	国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の拘禁刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過している者であるとき、許可をすることができる。	×	道路運送法 第 7条
3.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。	○	道路運送法 第 9条の2
4.	一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。	○	道路運送法 第 12条
5.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、いかなる場合でも、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。	×	道路運送法 第 14条
6.	一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫の収容能力を縮小した場合、車庫の位置に変更が無ければ、事業計画の変更の手続きは必要がない。	×	道路運送法 第 15条
7.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業区域内から営業区域外への運送は行えるが、営業区域外から営業区域内への運送は行えない。	×	道路運送法 第 20条
8.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。	○	道路運送法 第 22条

9.	一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。	○	道路運送法 第 23条の5
10.	国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者について旅客の利便を阻害している事実が認められた場合に限り、事業改善を命ずることができる。	×	道路運送法 第 31条
11.	一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させるには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。	×	道路運送法 第 33条
12.	一般貸切旅客自動車運送事業者は管理の受託及び委託については、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	×	道路運送法 第 35条
13.	一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	○	道路運送法 第 38条
14.	一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。	×	道路運送法 第 95条
15.	貸切バス事業者の事業計画は、営業区域、営業所の名称及び位置営業所ごとに配置する事業用自動車の数のみである。	×	道路運送法施行規則 第 4条
16.	一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の三十日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出しなければならない。	○	道路運送法施行規則 第 10条の2
17.	旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 2条
18.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。	×	旅客自動車運送事業運輸規則 第 7条の2

19. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 16条
20. 死者又は旅客に1人以上の重傷者が生じた事故が発生したときは、電話、FAX等適当な方法により、24時間以内に、その事故の概要を運輸支局長に速報しなければならない。	○	自動車事故報告規則 第4条
21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者等に対して、当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行わなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 24条
22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において一年間保存しなければならない。	×	旅客自動車運送事業運輸規則 第 26条の2
23. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、その経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 28条
24. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 35条
25. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保管しなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 37条
26. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 44条
27. 道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後百日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 47条の7
28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者であっても運行管理を補助させるための者であれば、選任することができる。	×	旅客自動車運送事業運輸規則 第 47条の9

29. 一般貸切旅客自動車運送事業の車掌は、事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに、旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとらなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 51条
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に毎事業年度に係る事業報告書を管轄地方運輸局長に提出しなければならない。	○	旅客自動車運送事業等報告規則 第 2条
31. 旅客が運送を申し込む際の運送申込書は、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款に規定されているが、道路運送法と旅客自動車運送事業運輸規則には規定されていない。	○	一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款 第5条
32. 自動車運送事業の用に供する自動車は三ヶ月ごとに定期点検整備を行わなければならない。	○	道路運送車両法 第 48条
33. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は1週間につき3回が限度である。	×	自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 第 5条
34. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は15時間とすること。	○	自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 第 5条
35. 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、貸切バスの利用者に対して、安全運行の確保のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的としている。	○	輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン

【選択問題】
次の法令の（　　）にあてはまる言葉を下から選び、記号を入れて下さい。

36. 道路運送法の目的は道路運送の（　　）の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することである。

ア. 利用者　イ. 事業者　ウ. 申請者

ア	道路運送法第1条

37. 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあっては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年（　　）までに届け出るものとする。

ア. 3月31日　イ. 5月31日　ウ. 7月31日

ウ	道路運送法施行規則第66条

38. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び（　　）を図ることを目的とする。

ア. 事業者の利便　イ. 従業員の利便　ウ. 旅客の利便

ウ	運輸規則第1条

【筆記問題】

39. 事業者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を （　　）に適合するように維持しなければならない。

保安基準	道路運送車両法第47条

40. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を記入しなさい。
（　）は、輸送の安全を確保するために一般旅客自動車運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。
一. 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
二. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
三. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

安全管理規程	道路運送法第22条の2